

(1) えりも以西太平洋海域におけるマツカワの資源管理について

昭和45年頃には日高地方では年間20トン以上の漁獲があったが、その後資源量が激減。資源回復のため平成18年から大規模放流を行うとともに、平成23年以降150トン／年の漁獲量を維持できる資源水準を目指し、資源管理措置として全長35cm未満魚採捕時の再放流を実施中



えりも以西太平洋海域

漁業権行使規則による規制

開始年度：平成17年度
 対象海域：えりも以西太平洋海域
 対象者：対象海域における沿岸漁協
 漁法：刺し網、小定置網、底建て網
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕禁止

海区漁業調整委員会指示による規制

開始年度：平成18年度
 対象海域：えりも以西太平洋海域
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕時の海中還元

資源管理協定による規制

開始年度：平成19年度
 対象海域：えりも以西太平洋沿岸の沖合海域
 対象者：対象海域における沿岸漁協及び底引き網漁業に関係する漁協等
 漁法：全漁業種類
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕禁止
 混獲した場合は海中還元

＜えりも以西海域の状況＞

(北海道水産現勢参照)

	H28	H29	H30	R元	R2
種苗放流 (万尾)	105.5	6.5	111.3	104.5	114.4
漁獲量 (トン)	124	148	135	109	81
日高	77	85	70	58	43
胆振	38	51	54	41	30
渡島	9	12	11	10	8
漁獲金額 (百万円)	180	202	172	140	90
日高	103	108	80	64	44
胆振	60	72	70	56	32
渡島	17	22	19	20	14

※渡島：長万部～函館市古部町までの区域

(2) 船釣りライセンス制について

海区漁業調整委員会の指示により、海域を指定しサケ・マス釣りを禁止し、ライセンスを受けた者に限り、一定条件の下で釣りができるようする制度



<◎サクラマス>

胆振海域

開始年度：平成12年度
実施時期：12月15日～翌年3月15日
制限海域：鶴川町～室蘭市沖合5マイル線以遠
の第27号第二種共同漁業権漁場区域

後志海域

開始年度：平成15年度
実施時期：3月1日～5月15日
制限海域：後志総合振興局管内地先海域
(第二種共同漁業権漁場区域)

檜山海域

開始年度：平成16年度
実施時期：1月10日～5月21日
制限海域：檜山振興局管内地先海域
(第二種共同漁業権漁場区域)

<■サケ>

斜里海域

開始年度：平成元年度
実施時期：9月1日～9月25日
制限海域：斜里町ウトロ地先海域

ライセンス取得者の遵守事項

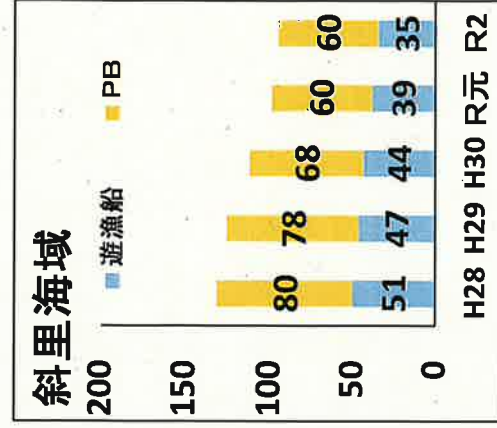
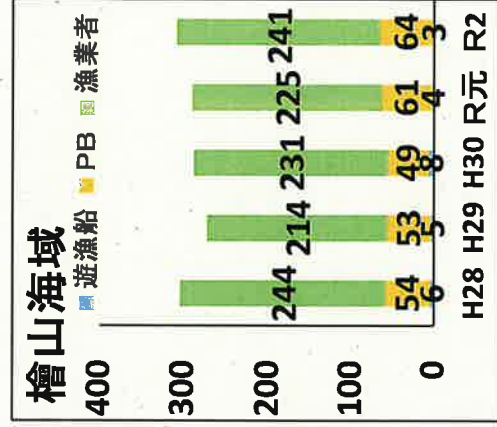
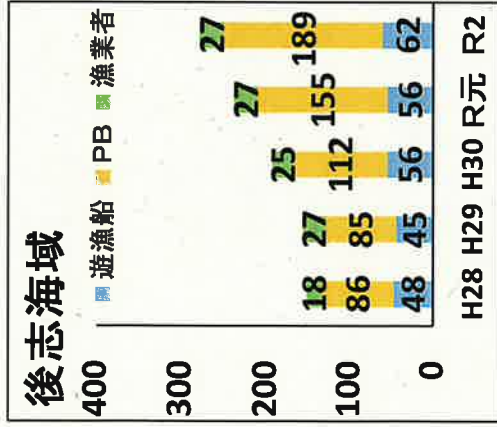
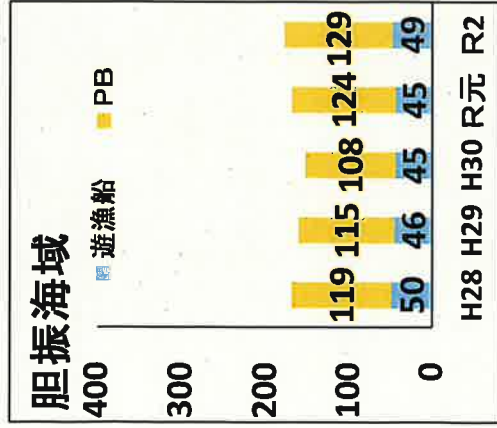
- ①ライセンス証の備え置き
- ②章旗の掲揚
- ③遊漁者への遵守事項の周知
- ④漁具被害の未然防止
- ⑤釣果の報告
- ⑥委員会に対する調査の協力

遊漁者の遵守事項

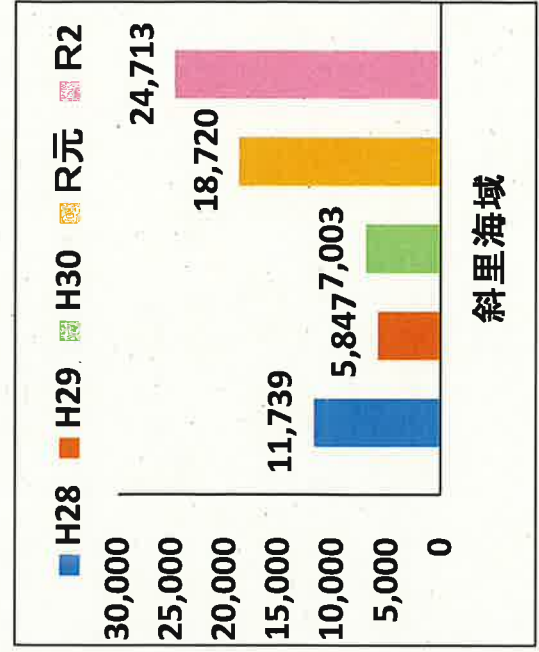
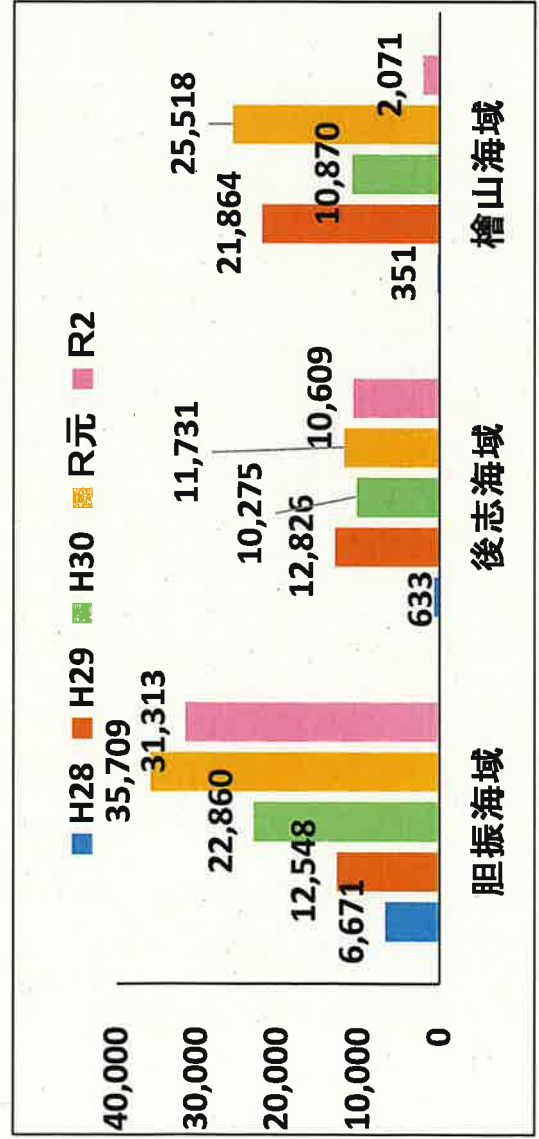
- ①ライセンス取得船への乗船
- ②漁具・漁法の制限【竿数は一人1本】
- ③釣果尾数の制限【一日1人10尾以内】
- ④釣果報告
- ⑤漁具被害の未然防止
- ⑥放流、販売、廃棄の制限又は禁止
- ⑦委員会に対する調査の協力

各年度の船釣りライセンス制の実施状況

＜ライセンス取得状況 単位：隻＞



＜釣獲尾数 単位：尾＞



(3) 太平洋クロマグロの漁業法に基づく資源管理について

■ 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、**親魚資源量を回復させるため、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「30kg以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という漁獲量の上限を設定するなど厳しい資源管理措置に取り組むこととなった。**

■ これを受け、**日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め全ての漁法で厳しい資源管理に取り組んでおり、第4管理期間(平成30年7月)から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)管理が行われ、令和2年12月1日以降は、改正漁業法に基づいてTAC管理が行われております**

【管理期間】



TACとは、Total Allowable Catch(漁獲可能量)の略。
魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。
サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ等8魚種で実施中。

【令和3管理年度(第7管理期間)当初における北海道知事管理量】

資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	採捕の種類別の割当量	備考
クロマグロ小型魚 (30kg未満)	令和3年4月1日から	11.3トン (全数量を留保)	「定置網漁業を除く採捕」及び「定置網漁業による採捕」の割当量は、3月下旬に北海道計画が決定される。	
クロマグロ大型魚 (30kg以上)	令和4年3月31日まで	291.3トン		

太平洋クロマグロのTAC管理における遊漁者等への対応について

■国の考え方

- ◎ クロマグロについては、国際的な資源管理措置を履行するため、自主的資源管理の段階を経て、現在は、漁獲量の総量による厳格な管理が行われている魚種。
- ◎ クロマグロを獲ることを目的とする漁業は、広域漁業調整委員会の承認制も含め、何らかの形で許可漁業等になっており、自由漁業は存在していない。
- ◎ このようなかで遊漁だけが空白になっている状態であり、遊漁者によるクロマグロの採捕について、漁業者が取り組んでいる資源管理の枠組みに組み込んでいくことが重要な課題。
- ◎ 遊漁者は、不特定多数で全国各地にいることから、直接の罰則を伴うような規制の導入には十分な周知期間が必要であり、試行的な取り組みを段階的に進めていくことが妥当。



試行的取り組みの最初の段階として、広域漁業調整委員会指示を実施

■広域漁業調整委員会指示の内容・経緯

- ◎ 令和3年3月に広域漁業調整委員会が開催されクロマグロに係る委員会指示が発動
《令和3年3月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容》
 - 1 小型 (30kg未満) クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。
 - 2 大型 (30kg未満) クロマグロを採捕した場合には、陸揚げした日から10日以内に、採捕尾数等を水産庁に報告しなければならぬ。
- ◎ 令和3年7月に広域漁業調整委員会が開催され次のような委員会指示が発動。
《令和3年7月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容》
 - 1 遊漁者によるクロマグロの採捕が、漁獲可能制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあることを認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型クロマグロの採捕を禁止する旨、公示する。
 - 2 公示により、大型クロマグロの採捕が禁止された期間中は、大型クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。
- ◎ 令和3年8月20日付けで上記公示がなされ、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの期間、遊漁者による大型クロマグロの採捕が禁止、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬこととなった。

令和4年1月12日
午後1時発表



広報資料

【問い合わせ先】

第一管区海上保安本部交通部

安全対策課長 堤 憲一郎

TEL 0134-27-0118 (内線 2640)

令和3年における海難発生状況（速報値）

船舶海難隻数は88隻 前年に比べ9隻増加
人身海難者数は197人 前年に比べ10人増加

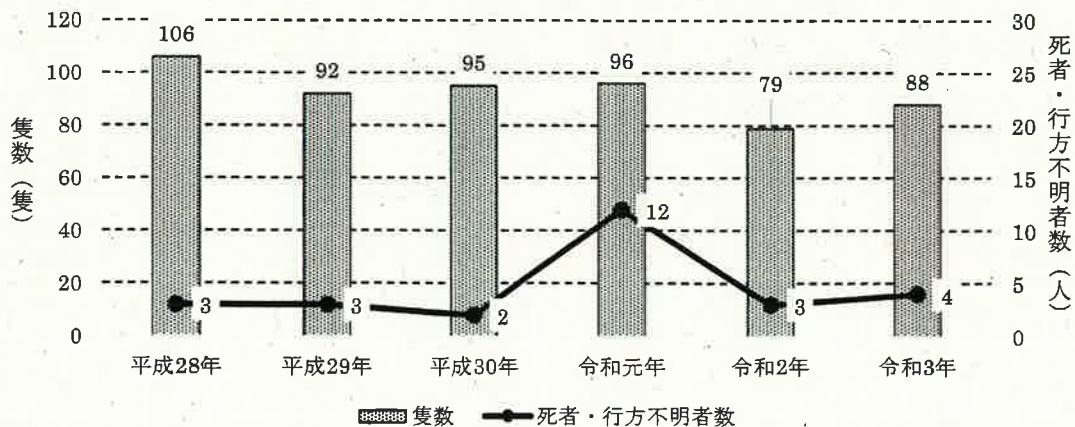
第一管区海上保安本部管内における昨年1年間の海難発生状況は次のとおりです。

なお、当広報でお知らせする令和3年のデータは速報値であるため、今後変更されることがあります。

1 船舶海難の発生状況（内訳：別紙1）

船舶海難隻数は88隻（前年比9隻増。以下カッコ内は前年比。）で、船舶海難に伴う死者・行方不明者数は4人（1人増）でした。

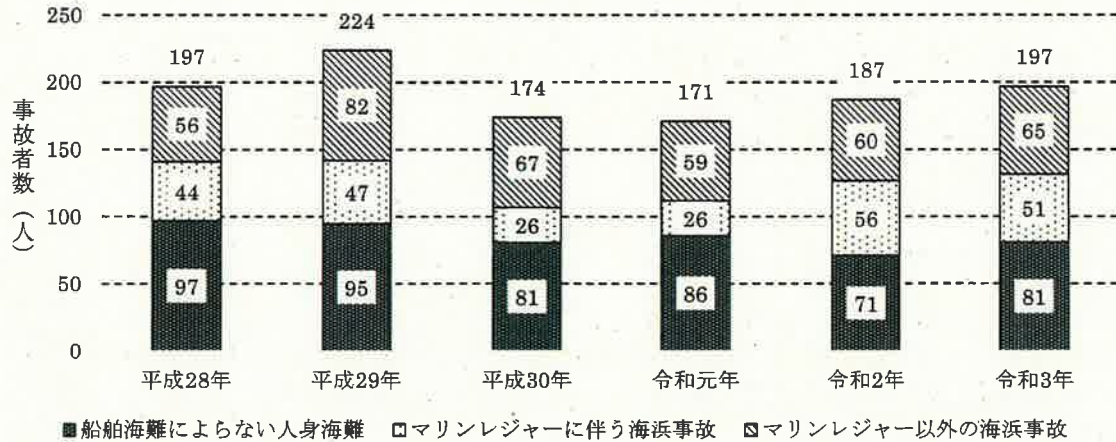
船舶海難の推移



2 人身海難の発生状況（内訳：別紙2）

人身海難者数は197人（10人増）で、うち船舶海難によらない乗船者の人身海難者数は81人（10人増）、マリンレジャーに伴う海浜事故者数は51人（5人減）、マリンレジャー以外の海浜事故者数は65人（5人増）でした。

人身海難の推移



【用語】

船舶海難 海上における船舶に衝突、転覆、乗揚、浸水、爆発、火災、行方不明、機関・推進器・舵等の損傷又は故障、その他安全な運航が阻害された事態が生じた場合をいう。

人身海難 船舶海難によらない乗船者の人身海難、マリンレジャーに伴う海浜事故及びマリンレジャー以外の海浜事故をいう。

船舶海難によらない乗船者の人身海難

衝突、乗揚、転覆等の船舶海難以外の事由により発生した船舶の乗船者の海中転落、負傷、病気等をいう。

マリンレジャーに伴う海浜事故

遊泳中や釣り中などマリンレジャー中の事故をいう。

マリンレジャー以外の海浜事故

岸壁等からの海中転落や自殺等をいう。

船舶海難の発生状況

1 船舶海難隻数

(1) 船舶用途別 (隻)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
漁船	62	54	45	33	31	37
プレジャーボート*	29	22	23	40	22	27
貨物船	6	5	11	14	9	8
遊漁船	4	0	4	3	2	4
旅客船	2	2	3	2	1	2
作業船	0	1	1	1	1	1
タンカー	1	0	3	0	3	2
その他	2	8	5	3	10	7
合計	106	92	95	96	79	88

TOPIC

TOPIC

※ プレジャーボート：スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ヨット、水上オートバイ、ゴムボート及び手漕ぎボート。

TOPIC

漁船海難は一人乗りの小型漁船が 11 隻(8 隻増)、プレジャーボート海難はモーターボートが 12 隻(3 隻減)と減少した一方で、免許を要さないミニボート等が 7 隻(6 隻増)と増加しています。

(2) 海難種類別 (隻)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
衝突※1	25	16	30	12	13	18
単独衝突※2	5	3	6	12	9	5
乗揚	2	6	4	10	8	12
転覆	17	9	4	7	5	5
浸水	14	8	7	6	6	11
火災	2	4	3	6	5	3
爆発	0	0	0	0	1	0
運航不能※3	39	38	38	42	32	32
その他※4	2	8	3	1	0	2
合計	106	92	95	96	79	88

TOPIC

※1 船舶が、他の船舶との接触により損傷を生じたもの。

※2 船舶が、物件(岸壁、防波堤、漂流物等)との接触により損傷を生じたもの。

※3 機関故障、推進器障害、舵障害、燃料欠乏、無人漂流など。

※4 船位喪失、船体行方不明など。

TOPIC

乗揚は 12 隻(4 隻増)と過去 5 年間で最も多く、発生海域別に見ると、沿岸部の浅瀬(岩・砂)への乗揚が 6 隻(2 隻増)、港口付近に敷設された定置網への乗揚が 4 隻(2 隻増)、その他が 2 隻(増減なし)となっています。

2 船舶海難に伴う死者・行方不明者数（人）

（速報値）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
死者	3	2	2	5	3	4
行方不明者	0	1	0	7	0	0
合計	3	3	2	12	3	4

TOPIC

TOPIC

死者 4 人はすべて漁船乗船者であり、そのうち 3 人は、5 月に発生した紋別沖衝突事故によるもの。

人身海難の発生状況

人身海難者数 (人)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
①船舶海難によらない乗船者の人身海難	97(15)	95(17)	81(20)	86(19)	71(17)	81(15)
②マリンレジャーに伴う海浜事故	44(18)	47(24)	26(7)	26(9)	56(16)	51(17)
③マリンレジャー以外の海浜事故	56(37)	82(60)	67(49)	59(42)	60(45)	65(43)
合計	197(70)	224(101)	174(76)	171(70)	187(78)	197(75)

() は死者・行方不明者を示す

① 船舶海難によらない乗船者の人身海難 (人)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
海中転落	11(4)	15(11)	10(8)	10(7)	14(8)	10(5)
負傷	58(6)	55(2)	43(1)	41(2)	30(1)	46(2)
病気	23(5)	23(4)	25(10)	31(8)	24(5)	25(8)
中毒	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)
自殺	1(0)	0(0)	1(1)	2(2)	3(3)	0(0)
帰還不能	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	97(15)	95(17)	81(20)	86(19)	71(17)	81(15)

() は死者・行方不明者を示す

TOPIC

負傷 46 人 (16 人増) は前年から大きく増加しました。

漁船での発生は 29 人 (11 人増) と 6 割を占めています。

操業中に揚網機に巻き込まれる事故が 15 人 (9 人増)、高所から甲板下の魚倉等への転落事故が 5 人 (3 人増)、作業中にバランスを崩し転倒する事故が 4 人 (3 人増) と多く発生しています。

② マリンレジャーに伴う海浜事故 (人)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
釣り中	21(9)	35(15)	11(5)	17(7)	36(10)	23(10)
遊泳中	11(6)	10(7)	5(0)	1(0)	16(4)	20(6)
磯遊び中	4(1)	0(0)	1(1)	3(1)	2(2)	2(1)
サーフィン中	2(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	2(0)
ボードセーリング中	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
上記以外の事故	6(2)	2(2)	9(1)	1(1)	2(0)	4(0)
合計	44(18)	47(24)	26(7)	26(9)	56(16)	51(17)

() は死者・行方不明者を示す

TOPIC

釣り中の事故は 23 人(13 人減)と大幅に減少しました。前年は5月のGW期間に石狩湾港において 11 人が防波堤上に取り残された事故(帰還不能)が発生しましたが、令和3年は同種事故の発生はなく、事故者の減少に繋がっています。また、令和3年の釣り中の事故者 23 人の内訳は、すべてが海中転落者であり、前年比 1 人増と例年並みに発生しています。

遊泳中の事故は 20 人(4 人増)と過去5年間で最も多く、そのうち溺水は 12 人(6 人増)、帰還不能は 8 人(1 人減)となっており、20 人中 18 人が海水浴場以外の海域で発生しています。死者・行方不明者 6 人(2 人増)はすべて溺水によるもので、そのうち 5 人は海水浴場以外の海域で発生しています。

③ マリンレジャー以外の海浜事故 (人)

(速報値)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	
海中転落	21(16)	27(15)	28(17)	22(15)	27(18)	26(13)	TOPIC
負傷	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	1(0)	1(0)	
病気	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	
中毒	0(0)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	
自殺	32(19)	41(35)	31(27)	30(23)	25(22)	33(26)	TOPIC
溺水	2(2)	8(6)	4(3)	4(4)	4(3)	1(1)	
帰還不能	1(1)	2(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
その他	0(0)	3(3)	0(0)	1(0)	2(2)	3(3)	
合計	56(37)	82(60)	67(49)	59(42)	60(45)	65(43)	

() は死者・行方不明者を示す

TOPIC

自殺によるものが 33 人(8 人増)と大きく増加しました。

そのほか、海中転落事故が 26 人(1 人減)と多く発生しており、そのうち車両による海中転落が 10 人(1 人増)で、5 人(増減なし)が死亡しています。